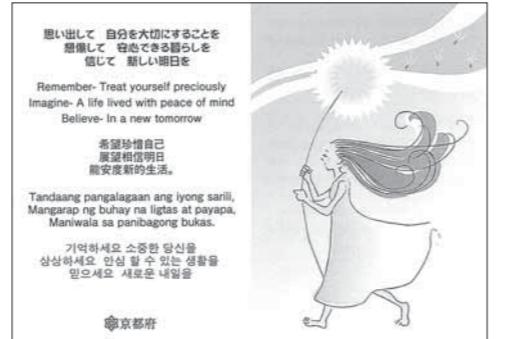


～DV啓発カードの設置に御協力ください～

京都府では、多国語対応（日本語、英語、中国語、タガログ語（フィリピン）、ハングル語の5カ国語）のDV啓発カードを作成しています。

窓口や女性用トイレ等への設置に御協力いただける場合は、京都府府民生活部男女共同参画課（TEL075-414-4921）まで御連絡ください。



～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。

DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口に相談してください。

京都府の主な相談機関（この他各市町村、民間にもあります）

| 相談機関 | 電話番号 | 開設日・時間 |
|----------------------------|-------------------------|--|
| 京都府家庭支援総合センター DV相談専用電話 | 075-531-9910 | 毎日 9:00～20:00（年中無休） |
| 京都府南部家庭支援センター DV相談専用電話 | 0774-43-9911 | 平日 9:00～17:00 |
| 京都府北部家庭支援センター DV相談専用電話 | 0773-22-9911 | 平日 9:00～17:00 |
| 京都府男女共同参画センター らら京都 女性相談 | 075-692-3437 | 月～土曜日（水曜日・祝日・年末年始除く） 10:00～18:00（月・火曜日 19:00まで） |
| 京都府警察 総合相談室 | 075-414-0110 (#9110) | 月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:45 |

※緊急時・危険を感じたら迷わず110番

京都市DV相談支援センターが開設しました

平成23年10月に、「京都市DV相談支援センター」が開設し、相談から被害者の自立生活の促進まで、継続的な支援に取り組んでいます。

| 相談機関 | 電話番号 | 開設日・時間 |
|---------------|--------------|--------------------------------|
| 京都市DV相談支援センター | 075-874-4971 | 月～土曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～17:15 |

※京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」においても、「女性への暴力相談（面接）」を実施しています。

お問い合わせ・予約申込は、ウィングス京都（TEL 075-212-7830／水曜を除く平日11時～18時、ただし、火曜11時～19時30分）まで。

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL: 075-414-4291 FAX: 075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

配偶者等からの暴力

DV防止啓発ニュース

vol.6

京都府 平成24年3月発行

ドメスティック・バイオレンスの実態（京都府家庭支援総合センターに寄せられた相談より）

（※プライバシー保護のため、事実をそのまま紹介したものではありません。）

< Aさんからの相談 >

『我慢も限界』と感じているが、どうしたらいいか分からない。』

結婚して13年。子どもは小学6年生、小学4年、3歳の3人で、5人暮らし。夫は塾経営で（教室は住居兼）、Aさんは塾経営の事務と家事や育児に気の張る毎日である。夫は、常日頃から上から押さえつけた物言いをする人で、Aさんが「何もできない」と決めつけ、Aさんは反論することができずいつも萎縮している状態。

子どもが生まれた頃から身体的暴力が始まり、8～9年前にはあごを殴られ痛くて1ヶ月近くお粥しか食べられなかつた。2年前に、階段から突き落とされ腕の打撲と足首の捻挫で、整骨院を受診した。その際、あざの原因を疑われるが、自分で転んだとごまかした。

最近は、身体的暴力はないが、友人とのつき合いを禁止したり、買い物に出ると「帰宅が遅い」と責めたり、どこで何をしていたか逐一報告させたりする。また、夫がイライラして怒り出すと、深夜まで正座をさせての説教や、「出て行け！離婚だ！」、「子どもはおいていけ！」と怒鳴ったりする。夫が怒り出すと、子ども達は子ども部屋に引きこもつてじっとしている。

< Aさんの思い >

毎日、失敗するんじゃないかとびくびくしている。自分が自分で無くなっていると思う時がある。出て行くことも何度も考えた。離婚したいけれど、経済的な事や子どもの事、世間体を考えると踏み切れない。でも、我慢も限界を感じている。どうしたらいいのか分からない。

< 解説 >

多くのDV被害者は、繰り返される暴力の中で自己評価を低下させ、「夫が暴力をふるうのは自分のせいだ」「自分一人では何もできない」と思うようになっていたり、「自分は夫から離れることができない」とか「助けてくれる人は誰もいない」といった絶望感やあきらめ等自尊感情の喪失、夫に経済的に依存しており母子家庭としての生活に不安があるなど、加害者である夫から「離れられない」と感じています。

こうした長期にわたる暴力（精神的暴力を含む）で無気力な状態に置かれた被害者は、「我慢も限界」と感じていても、「自分で物事を決定する」という考えができず、行動にうつせないことがあります。学校、幼稚園、保育所、乳幼児健診、医療機関での受診などあらゆる機会を通して周りの支援、助言が必要になります。

相談機関につながったとしても、すぐに「避難しよう」という気持ちになれない方がおられます。被害者の思いを受け止め「あなたが悪いのではない」と安心感が持てるような寄り添い支援が必要です。不安に思っている事や悩んでいる事は何か、今後どうしていきたいのか一つ一つ整理し、被害者自身が自ら選択していく過程が重要です。

Aさんの場合、子どもが通う学校での助言もあり相談へつながりました。面接相談を続け、不安に思っている事は、社会資源を活用することで解決できないか等の情報提供を行う中で、問題をAさんとともに整理していました。

やがて、Aさん自身が思いは実現できるという感覚を持つことによって、徐々に「絶望感」や「無力感」から抜け出し、自ら決定し行動できるようになっていきました。現在、Aさん母子4人は、新しい土地で不安を抱えながらも、自立に向けた新しい生活を始めています。

「DVを考えるつどい」より

「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間(11/12～11/25)」に、府内2市町(城陽市・与謝野町)との共催で開催しました。

「DVと児童虐待 暴力はなぜおこるのか?～暴力の連鎖を防ぐために～」(城陽市)

講師 楠神小夜子氏(ウィメンズカウンセリング京都カウンセラー)

児童虐待防止法では、子どもの目前でのDVも、児童虐待と定義付けられています。「DVを目撃する」「直接の暴力被害」「保護の目が届かない」など、DVにより子どもの養育環境が失われています。しかし、暴力のある家庭で育っても、大人になって暴力をふるわずに子育てや対等な人間関係を築いている人はたくさんいます。暴力の世代間連鎖を断つためには、暴力を受けた親と子どもに対するカウンセリングや地域社会からの適切なサポートにより、暴力という手段をとらずに自分の思いを表現するコミュニケーションを再学習することが必要です。

●子どものトラウマ反応

- ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)(過覚醒、再体験、回避症状、解離など)
- ・大人びた言動や態度、被害を周囲に悟らせない
- ・心身の発達の遅れ
- ・怒りっぽく、人をたたいたり、暴れたりすることが多い
- ・極端に人を信頼し、少しでも裏切られたと感じると一転して嫌悪する



→「安全なところで安心して生活する権利がある」ことを伝え、子どもの声を聴くことが大切

「暮らしの中でDVを考える～地域で気づき、つながり、支える～」(与謝野町)

講師 竹之下雅代氏(ウィメンズカウンセリング京都カウンセラー)

DVは、個人の問題ではなく、社会全体で取り組まなければならない問題です。被害者は、恐怖や不安、孤立無援感を抱えており、「相談できない・逃げられない心理状態」にあります。また、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症率は、交通事故や自然災害では1割前後であるのに対して、強姦や虐待・DVによる発症率は約4割となっています。被害者は、DVから逃れた後も精神症状が続き、経済的自立が難しい等様々な要因により、新しい生き方を選択することがたいへん困難であることを理解する必要があります。被害者が声をあげやすい社会・孤立を避けるつながりをつくることが大切です。

●二次加害を起こさない！～周囲の対応が被害者の心理的回復に大きな影響を与えます～

- ・従来の社会通念、固定的な考え方で被害者を見ない
×夫婦喧嘩は犬も食わない(→喧嘩ではない)、被害者の落ち度を責める
- ・被害者の意思を確認する
×軽蔑した態度をとる、勝手に決めて進めていく、「なぜ逃げないの?」と聞く
- ・被害者の恐怖や不安を理解する
×大きな声や荒げた口調で話す、「ちゃんと話し合わないと」と言う



京都府ではDV被害者女性のグループワークを実施しています

京都府では、DV被害女性が、同じ体験をした女性と出会い、語り合うことで、お互いを支えあいながら、心理的回復を目指す「DV被害女性のグループワーク」を行っています。カウンセラーが、各回のテーマに沿って話をし、参加者が自分のペースで安心して参加できるようにサポートします。人前で話すのは難しいと感じる方に、無理にお話しいただくことはありません。そこは、参加者が「ありのままの自分でいること」が、他の参加者の力になる場です。秘密は固く守られます。参加者からは「孤立感、自責感や不安などが軽減し、様々な心身症状が減少した」などの声が寄せられています。

問い合わせは京都府男女共同参画センター(TEL 075-692-3433)まで。

DV被害者地域生活サポート事業がスタート！

DVは被害者に大きな精神的影響を与え、暴力から逃れた後も不安や緊張などの心理状態が続いたり、親族や友人等との交流が断たれ、社会的に孤立していると感じることも少なくありません。京都府では、社会生活を送る上でこのような困難を抱える被害者に対して自立に向けた支援を行うため、「DV被害者地域生活サポート事業」をスタートし、平成23年11～12月には、被害者を支援する「地域生活センター」の養成講座を開催しました。講座を修了し、センターに登録された方は、京都府の依頼に基づき下記のような活動に携わり、DV被害者の社会的自立をサポートしていきます。

＜地域生活センター 活動例＞

①被害者の話し相手となる「寄り添い支援」

DVから逃れ、新生活を始めた被害者の不安や寂しさを軽減するため、話し相手となります。

②関係機関などへ行く「同行支援」

DVによる不安や緊張により、裁判所や学校など関係機関まで1人で行くことが困難な被害者に同行し、心の負担軽減を図ります。

③関係機関窓口での「手続き等の支援」

市役所等の窓口手続き等において、必要に応じて被害者の置かれた状況を補足説明し、手続きが円滑に進むよう支援します。

パープルリボンキャンペーン2011を開催しました！



11月25日(=女性に対する暴力撤廃国際日)に、京都市との共催により、京都駅前広場にてDV防止の街頭啓発を実施するとともに、この取組のシンボルであるパープルリボンにちなんで、京都タワーを紫色にライトアップしました。

当日は、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議(※)、京都サンガ、京都学生祭典実行委員会、京都市立芸術大学院生をはじめ、多くの関係機関の協力を得て、啓発資材を配付し、DVの根絶を呼びかけました。

京都商工会議所女性会様・国際ソロプチミスト京都様の御協力により制作した啓発資料(非食用米を使用したエコ袋)



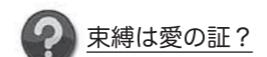
※配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

京都府内におけるDV対策の推進を目的として関係機関が一体となって施策や支援を推進するため、平成23年3月に設置し、相談から保護、自立支援へと体系的・総合的な施策を進めていくこととしています。

【参画機関】京都府家庭支援総合センター、京都市DV相談支援センター、府警察本部、府教育委員会、京都市教育委員会、福知山市(市行政代表)、久御山町(町村行政代表)、京都法務局、京都弁護士会、京都労働局、京都府医師会、京都母子生活支援施設協議会、相談機関、民間支援団体 等
【事務局】京都府、京都市

デートDVをなくすために

京都府では、若年層における交際相手からの暴力の予防啓発のための冊子を作成しています。交際相手との関係だけではなく、広く他の人間関係において暴力のない「よりよい関係」を築いていくように工夫した内容となっていますので、高校や大学の人权学習等の授業でぜひ御活用ください。また、内閣府男女共同参画局作成の予防啓発教材の配付や指導者用DVD(非売品)の貸出も行っています。問い合わせは京都府府民生活部男女共同参画課(TEL 075-414-4291)まで。



束縛は愛の証?

相手を好きだということと、束縛は同じではありません。また、お互いがその束縛に問題を感じていないなら良いのでもありません。束縛はそれ自体が、相手の自由や成長を妨げる自己中心的な発想です。相手を抑圧・支配するのではなく、お互いの気持ちを尊重し合う対等な関係を築くことが大切です。